

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○高圧ガス保安法による指定保安検査機関の指定 (危機管理課)	2
○平成20年度准看護師試験の実施 (医療業務課)	2
○道路の区域変更(2件) (道路課)	3
○道路の供用開始 ( )	3
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3
公 告	
○高知県功労者の表彰 (総務企画課)	3
○換地処分の公告 (農業基盤課)	4
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
○告示(高知県知事選挙の選挙運動の収支報告)の訂正	4

## 告 示

### 高知県告示第668号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四万十市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
西土佐 藪ケ市	ツルイ ノヲキ	字神ノ前31の1、32の1に隣接する道路及び水路である市有地の一部	西土佐 藪ケ市	神ノ前
	神ノ前	46の1、46の2に隣接する道路である市有地の全部		ヲモヤ ダ

長崎	535の6
林ノ前	110の5、111の1、111の2
下モ林 ノ前	117、118、119の1、120の2、121の1、121の5、125の3、126から132まで、139の1、139の2
	123
沖長崎	全部
上ミ長 崎	全部
淵ノ上	203の2、203の5、203の8から203の10まで
	203の6、203の7、204の2、205の1、205の4、206、207の1、207の2、208の1、208の2、209から212まで、214から219まで
奥廻り	全部
堂ノ上 山	527の2、528の2、529の2、530の1から530の3まで、531の2から531の4まで、532の2、532の3、533の2、533の3、534の1から534の4まで
西土佐 下家地	五反三 歩
	1091の1、1091の2、1092の1、1092の2、1093から1095まで、1096の1、1096の口、1096の3、1097のイ、1097の2から1097の4まで、1098

山首

林ノ前

長崎

マワリ

		の1、1098の2、1099、1100の1、1100の2、1101
	新道平	2095の3、2095の4
西土佐 藪ケ市	カヂヤ ダ	全部
	シミヅ	277の1から277の3まで、278から280まで、281の1、281の2、282の1、282の2、283、284、285の1から285の3まで、285の5、285の6、286の1、286の2、286の4、287の1、287の3、288の1、291の1、291の7、292の1から292の3まで、293の2
	小森山	571の3
	シミヅ	291の2、293の1、291の2、293の1に隣接する県道の全部
	イツチ ンギ	317の2の一部、319の1の地先の道路である市有地の全部
	堂ノ前	302の1の一部
	小森谷	339、340、341の1から341の3まで、342の1から342の4まで、339、340、342の1、342の3に隣接する県道の全部
	イツチ ンギ	305の1、306の1、306の5、307、308、309の1、309の2、310、311、312の1、313の1、314の1、314の2、315の1、315の2、316

カヂヤ

堂ノ前

イツチ  
ンギ

小森

		の1、317の1、318の1、318の2、319の1、319の4		
小森谷		333、334、335の1、335の4、336の1、336の2、337の1、338の1、343の1、345の1から345の3まで、346		
地神畑	全部		平畑	
平田	全部			
ヒラバ	全部			
イ				
下長生	473の1の一部		ドウジ	リ
堂ノ上	526の2、527の3から		湊ノ上	
山	527の5まで			
西土佐	ヲソゴ	678、679の1から679の6まで、680の1、680の2、681、682、683の1から683の3まで、684、685のイ、685のロ、686から690まで、691の1、691の2、692の1、692の2、693	西土佐	ヤクシ
下家地	エ		下家地	マエ
	ホリガ	全部		ハコノ
	リ			セ

備考 この表に表示されている区域に隣接する道路及び水路である市有地並びに国有地の全部を含むものとする。

**高知県告示第669号**

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項ただし書の規定による指定保安検査機関として次のとおり指定したので、同法第74条の2第1項第1号の規定により告示する。

平成20年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

氏名又	代表者の	住所又は	指定年	指定の有	指定の区
-----	------	------	-----	------	------

は名称	氏名	所在地	月日	効期間	分
特定非 営利活 動法人 高知県 高圧ガ ス保安 協会	野村 茂	高知市稲 荷町2番 15号	平成20 年10月 15日	指定の日 から5年 間	(1) 冷 凍保安 規則 (昭和 41年通 商産業 省令第 51号) 第41条 第4項 で規定 する特 定施設 の保安 検査を 行う者 (2) 一 般高圧 ガス保 安規則 (昭和 41年通 商産業 省令第 53号) 第80条 第4項 で規定 する特 定施設 の保安 検査を 行う者 (3) 専 ら液化 アルゴ ン、液 化炭酸 ガス、 液化窒 素又は 液化酸 素の貯

**高知県告示第670号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、平成20年度准看護師試験を次のとおり行う。

平成20年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成21年2月20日（金）午後1時30分から

槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る特定施設の保安検査を行う者

- (2) 場所  
高知市朝倉己825-5 高知県看護協会
- 2 受験願書の提出期間  
平成21年1月5日（月）から同月13日（火）までの間（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで受け付ける。  
なお、郵送の場合は、平成21年1月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 3 受験願書及び添付書類  
受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康福祉部医療業務課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
(1) 受験願書（県所定の様式によること。）  
(2) 履歴書（県所定の様式によること。）  
(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。）  
(4) 修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書  
修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成21年3月6日（金）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。  
(5) 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙をはり付けること。）
- 4 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者  
(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者  
(3) 法第21条第1号、第2号又は第4号の規定に該当する者  
(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 5 試験科目  
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 6 合格発表  
平成21年3月13日（金）午前9時に、合格者の受験番号を高知県保健衛生総合庁舎5階西会議室に掲示する。
- 7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成20年12月19日（金）までに高知県健康福祉部医療業務課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

**高知県告示第671号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年11月4日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 須崎仁ノ  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市宇佐町宇佐西新町1219番1地先から 土佐市宇佐町宇佐新町1735番4地先まで	前	11.2 15.3	120
	後	A	11.2 15.3
B		10.4 17.3	110

**高知県告示第672号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年11月4日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 大方大正  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡四万十町打井川字宮ノ脇313番10から 高岡郡四万十町打井川字大サコロ319番1まで	前	8.0 25.0	299
	後	13.3 29.4	299

**高知県告示第673号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年11月4日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 大方大正  
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町打井川字宮ノ脇313番10から 高岡郡四万十町打井川字大サコロ319番1まで	299	平成20年11月4日

**高知県告示第674号**  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成20年11月4日  
高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市蓮池字埴	515番4	6.00	66.22	

-----  
**公 告**  
-----

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）第2条の規定により、平成20年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。  
平成20年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	濱 渦 純 章	安芸郡北川村柏木
教育関係	西 谷 英 雄	高知市朝倉西町
商工業関係	西 山 武	香美市土佐山田町間
農林業関係	高 橋 重 敏	高知市春野町平和
同	岩 崎 正 一	土佐郡大川村下小南川
社会福祉関係	小 椋 茂 昭	四万十市井沢
同	谷 本 恭 子	吾川郡いの町天王南
保健衛生関係	寺 田 茂 雄	香南市夜須町坪井
同	久 保 道 代	高知市朝倉
同	沖 義 一	高知市旭町
環境保全関係	松 元 忠 重	高岡郡四万十町十川
災害防除関係	宮 崎 貞 男	高知市朝倉本町
同	野 町 久壽昭	安芸市穴内
発明発見関係	岩 本 真 一	高知市長浜
同	清 水 明 宏	高知市知寄町
公共福祉関係	徳 永 眞知子	土佐市宇佐町宇佐

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業に係る西土佐地区（藪ヶ市換地区）の換地処分を平成20年10月1日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成20年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画地区計画の変更（望海ヶ丘地区計画）
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第76号**

平成20年3月高知県選挙管理委員会告示第23号（高知県知事選挙の選挙運動の収支報告）の一部を次のように訂正する。

平成20年11月4日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の候補者氏名尾崎正直の期間平成19年10月19日から平成19年11月30日まで第1回分の表中

「自由民主党本部 政 党 2,000,000」  
を

「民主党高知県総 政 党 2,000,000」  
支部連合会

自由民主党本部 政 党 2,000,000」  
に、

「その他の収入 2,000,000」  
を

「その他の収入 0」  
に訂正する。